

土浦市広告掲載窓口用封筒無償提供者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、広告を掲載した窓口用封筒（市が発行した各種証明書を持ち帰るために、市民に提供する封筒をいう。）を作成提供する無償提供者の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 窓口用封筒（以下「封筒」という。）の規格等及び封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）の規格等は、別紙土浦市広告掲載窓口用封筒仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによるものとする。

(無償提供者及び広告主の資格)

第3条 市税等を滞納している者及び事業者（代表者を含む。）は、無償提供者及び封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）になることはできない。

(封筒の使用期間)

第4条 封筒の使用期間は、契約日より1年間とする。ただし、市長は、無償提供者と協議のうえ更新することができる。

2 更新は4回を限度とする。

(無償提供者の募集)

第5条 無償提供者の募集は、公募によるものとし、市ホームページ又は市広報紙への掲載等により行うものとする。

(無償提供者の決定)

第6条 無償提供者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市広告掲載窓口用封筒無償提供者申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、無償提供者としての可否を書類選考により決定し、土浦市広告掲載窓口用封筒無償提供者可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 第2項により、無償提供者に決定された者は、土浦市との間で協定締結の条件等に関する協議を行い、協定を締結し、土浦市との協定により業務を履行するものとする。

4 申込書その他必要な書類の提出に要する一切の諸経費用は、申込者の負担とする。

(封筒の原稿等の作成及び提出)

第7条 無償提供者は、広告主及び広告の内容を選定し、封筒及び広告の原稿を市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の封筒の原稿及び現物見本の提出があったときは、要綱第3条及び基準要項の規定に基づき広告の掲載の可否を決定する。

3 前項の広告主及び掲載する広告の内容の選定並びに封筒及び広告の原稿の作成及び提出に要する一切の諸経費用は、無償提供者の負担とする。

(現物納入)

第8条 無償提供者は、仕様書に基づき封筒を作成し、市長が別に指定する日までにこれを市長に納入しなければならない。

2 前項の規定による納入については、市長の指定する方法により分割納入とする。

(広告掲載内容の変更及び取りやめ)

第9条 無償提供事業者が、掲載する広告の内容を変更し、又は取りやめようとするときは、土浦市窓口用封筒広告掲載内容(変更・取りやめ)届出書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定の取消し及び使用の取りやめ)

第10条 市長は、無償提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消し、封筒の使用を取りやめることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、無償提供者の決定を受けたとき。

(2) 市長が別に指定する日までに封筒及び広告の原稿を提出しないとき。

(3) 市長が別に指定する日までに封筒を納入しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、無償提供者として適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、広告主が基準要項第4条に規定する業種又は事業者該当することとなったときは、無償提供者の決定を取り消し、封筒の使用を取りやめるものとする。

3 市長は、前2項の規定により無償提供者の決定を取り消したときは、土浦市広告掲載窓口用封筒無償提供者決定取消通知書(様式第6号)により、無償提供者に通知するものとする。

4 無償提供者は、第1項及び第2項の規定により無償提供者の決定の取消しを受けたときは、市長と協議の上速やかに対応を図らなければならない。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、広告の内容その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 無償提供者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、無償提供者の責任及

び負担において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 無償提供者は、この要領に基づき取得した権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、封筒の取扱いに関し必要な事項は、仕様書において定めるものとする。

付 則

この要領は、公表の日から施行する。